

公園駐車場の有料化に向けた取組について

公園駐車場は、公園利用者が使用することを目的として総合公園や運動公園を中心に、現在12公園に設置しています。そのうち、無料の公園駐車場については、公園利用者以外の駐車や慢性的な混雑等が発生しており、周辺地域の交通状況の悪化や、防犯・安全面への影響も懸念されるなど、管理運営する上で課題が多く発生しています。

こうした課題を改善し、適正利用を図るため、公園駐車場の有料化について検討し、利用状況の把握や、市民・利用者を対象としたアンケート調査などの取組を進めてまいりました。

この度、その考え方をとりまとめたことから、報告するものです。

1 駐車場がある公園について

現在、駐車場がある公園は12公園あり、指定管理者等による管理運営を行っています。そのうち、8公園が無料、4公園が有料となっています。

〔表1〕駐車場がある公園一覧

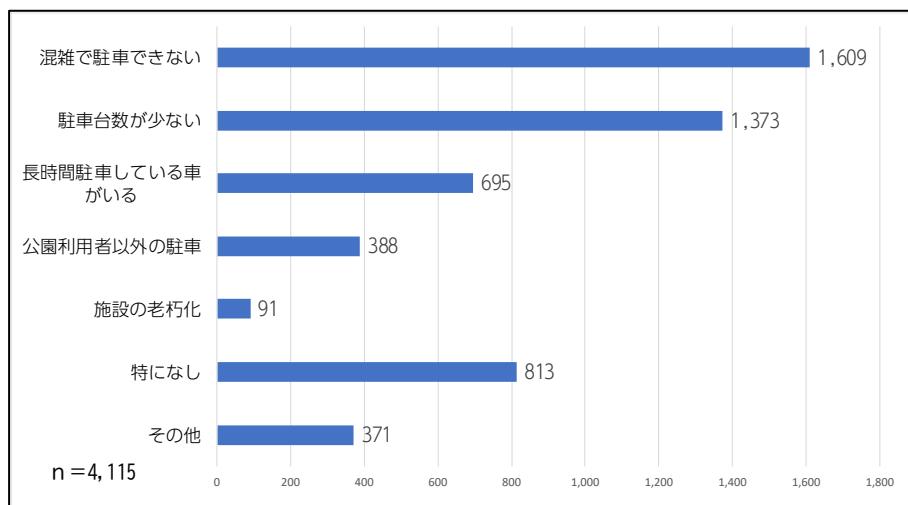
No.	公園名	利用料	駐車台数	管理者
1	新林公園	無料	32台	(公財) 藤沢市 まちづくり協会・ 藤沢市緑化事業協同 組合グループ
2	大庭城址公園		34台	
3	引地川親水公園		132台	
4	下土棚遊水地公園		36台	
5	桐原公園		20台	
6	辻堂南部公園		36台	
7	長久保公園		85台	
8	遠藤笹窪谷公園		16台	
9	秋葉台公園	有料	679台	(公財) 藤沢市 みらい創造財団
10	八部公園		92台	
11	奥田公園		410台 ※平置き利用のみは183台	(公財) 藤沢市 まちづくり協会
12	鵠沼海浜公園		139台	鵠沼海浜公園 GROWING PARKグループ

2 有料化の主な目的について

(1) 適正利用の推進

令和7年3月に実施した「公園駐車場に関するアンケート」では、公園駐車場を利用するときに感じることとして、「混雑で駐車できない」という回答が最も多く、続いて、「駐車台数が少ない」、「長時間駐車している車がいる」などの回答がありました。

■公園駐車場を利用するときに感じること（複数回答可）



〔図1〕「公園駐車場に関するアンケート」の実施結果より一部抜粋

午前中の時間帯や休日の公園駐車場は混雑することが多く、桜の開花期などの公園利用が非常に多い時期には、臨時駐車場も開設していますが、それでもなお、駐車場への入庫待ちの車両が列をなし、周辺道路まで渋滞が続くなど、交通状況の悪化・歩行者の安全性の確保にも支障をきたしています。

また、公園駐車場の利用状況調査を実施した結果、長時間駐車や利用時間外の駐車が確認されており、適正に利用されていない実態があることが分かりました。

こうした公園駐車場に関する課題を改善するためには、慢性的な混雑の解消や目的外利用の抑制が必要であり、有料化により適正かつ効率的な利用を推進し、公園利用者が安心して利用できる環境を整えていきます。

(2) 受益者負担の考え方

無料の公園駐車場には、施設の維持・安全管理、混雑期の警備費用等、一定の管理費がかかっているため、公園駐車場の利用者から維持管理費等の一部を負担してもらうことにより、受益者負担の考え方にもつながります。

（3）新たな財源確保と施設維持管理の充実

公園駐車場や公園施設の維持・安全管理には、継続的な費用がかかっており、有料化により新たな財源を確保し、駐車場をはじめとした公園施設の維持管理費へ充当することで、公園全体の質を維持・向上していくことが可能となります。

3 有料化に向けた考え方について

（1）対象とする公園駐車場

新林公園・大庭城址公園・引地川親水公園・下土棚遊水地公園・桐原公園・辻堂南部公園・長久保公園の計7公園の無料の公園駐車場を対象とし、遠藤笹窪谷公園については、簡易駐車場であるため、有料化の対象からは除きます。

また、桐原公園と辻堂南部公園については、野球場・テニスコート利用者優先駐車場としての機能は継続した上で、駐車時間に応じた利用料を徴収します。

長久保公園については、今後予定している「みどりの相談所（生物多様性センター）」再整備に合わせ、実施する予定です。

（2）管理方法

今後有料化の対象とする公園駐車場は、すべて指定管理者による管理を実施している公園であり、有料化した場合は、八部公園、秋葉台公園と同様に、指定管理者による駐車場の管理運営を行っていきます。

また、藤沢市都市公園条例に基づき、公園駐車場は有料公園施設と定められ、その利用料は指定管理者の収入となります。

（3）公園駐車場の利用料

公園駐車場の利用料については、藤沢市都市公園条例において定められた上限額・減免適用時間の範囲内で、予め市の承認を得て、指定管理者が設定します。

現在、有料の公園駐車場は、利用時間を2時間まで減免し、以降、超過時間に応じて利用料を徴収しています。今後新たに有料化する公園駐車場についても、藤沢市都市公園条例に基づいた同様の運用としていきます。

なお、条例の範囲内で利用料を設定した場合、周辺の駐車場料金よりも低くなる場合があり、本来の公園利用者が駐車できないといった事態も想定されます。利用料の上限額については、地域性や混雑期を踏まえた柔軟な設定ができるよう、関連する条例等の一部改正に向けた取組を今後進めていきます。

〔表2〕駐車場利用料に係る藤沢市都市公園条例の内容

種 別	区 分	上 限 額
普通自動車	2時間までの使用	無料
	2時間を超える3時間までの使用	300円
	3時間を超える6時間までの使用	300円に3時間を超えた時間30分までごとに100円を加算した金額
	6時間を超える使用	1,000円
	駐車場の入出場時間の終了時から翌日の開始時まで駐車する場合	1,000円
バ ス	2時間までの使用	無料
	2時間を超える使用	1,500円
	駐車場の入出場時間の終了時から翌日の開始時まで駐車する場合	1,500円

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月 有料化の方向性・内容等について市民・利用者周知

令和8年 2月 2月市議会定例会において藤沢市都市公園条例の一部改正を提案

3月 指定管理者による駐車場有料化に伴う機器等の準備
順次有料化の開始

以 上
(事務担当 都市整備部公園課)